

浜田市告示第 119 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 18 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 3 供用開始の内容

路線 番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷地の 幅員 (m)	
		終 点			
3-03-42	浜田 42 号線	浜田市長沢町 442 番 4 地先	380.0	最大	4.8
		浜田市長沢町 425 番 3 地先		最小	2.3
3-03-570	浜田 570 号線	浜田市牛市町 4 番 1 地先	57.4	最大	7.5
		浜田市牛市町 98 番 23 地先		最小	6.0
3-03-571	浜田 571 号線	浜田市長沢町 808 番 2 地先	1,165.0	最大	10.3
		浜田市長沢町 1723 番地先		最小	2.7
5-03-164	西浜田 164 号線	浜田市長浜町 1906 番 13 地先	84.2	最大	6.0
		浜田市長浜町 1906 番 12 地先		最小	6.0